

本学独自の給付型奨学金 Q&A

- Q 「高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）」と大正大学独自の給付型奨学金を併用することはできますか。
- A 併用することはできません。
本学の給付型奨学金は、「高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）」の要件を満たさない世帯の方を対象としています。
- Q 「高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）」と大正大学独自の給付型奨学金の対象世帯はどのように違うのですか。
- A 「高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）」は住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準じる世帯を対象にしています。概算の金額ですが、父母の収入を合計した収入が461万円未満の世帯が対象になります。
これに対して、本学独自の給付型奨学金は、新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、主たる生計維持者1名の収入が減少した世帯のうち、今年の収入見込額が昨年の年収に比べて3/4(75%)未満になった世帯を対象にしています。詳しくは、「本学独自の給付型奨学金申請の手引き（学生用）」の「給付される要件」と「給付される金額」を参照してください。
- Q 年収の減少割合はどのように計算しますか。
- A 令和元年年収額から令和2年度年収予測額が減少する額（減少額）を算出し、その減少額を令和元年年収額で割り算してパーセント（%）を求めます。なお、求めたパーセント（%）に小数点が生じる時は、小数点以下を切り捨てます。
令和元年年収額が700万円、令和2年の年収予測額が400万円の場合。以下のように計算します。
令和元年年収額700万円－令和2年年収予測額400万円＝減少額300万円
減少額300万円÷令和元年年収額700万円＝42.857%。小数点以下を切り捨てて、減少割合は42%になります。
- Q 主たる生計維持者とは誰のことですか。
- A 学費や生活費を負担する人を差し、原則として父母がこれにあたります。父母共働きの場合は、原則として保証人或いは学費支給者として学籍簿に登録している方がこれにあたります。
- Q 高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）以外の給付奨学金を受けています。本学独自の給付型奨学金の対象になりますか。
- A 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い主たる生計維持者の給与等が減少し生計状況が激変したことを証明いただければ対象となります。

Q 日本学生支援機構の貸与奨学金だけ受けています。本学独自の給付型奨学金の対象になりますか。

A 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い主たる生計維持者の給与等が減少し生計状況が激変したことを証明いただければ対象となります。

Q 大学院生も対象になりますか。

A 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い主たる生計維持者の給与等が減少し生計状況が激変したことを証明いただければ対象となります。

Q 留学生も対象になりますか。

A 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い主たる生計維持者の給与等が減少し生計状況が激変したことを証明いただければ対象となります。

Q 休学中でも対象になりますか。

A 新型コロナウィルス感染症拡大に伴い主たる生計維持者の給与等が減少し生計状況が激変したことを証明いただければ対象となります。

Q 申し込みに必要な書類はすべて揃わないと申請できませんか。

A 申請できません。もし、書類が揃えられない場合は学生課メールアドレス (gakusei@mail.tais.ac.jp) まで問い合わせしてください。

Q 高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）の給付奨学金シミュレーションの使い方が分かりません。

A 「給付奨学金シミュレーションご利用の手引き」をご覧ください。

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/_icsFiles/afieldfile/2020/03/13/simu_tebiki_20200311.pdf)

Q 高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）のシミュレーション（保護者の方向け）の結果表示画面で確認ができる「支給額算定基準額」とは何ですか。

A 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。なお、「給付奨学金シミュレーション」で示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算したものであるため、シミュレーション結果と実際に申し込んだ場合の結果は異なる場合があります。

- Q 高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）のシミュレーション（保護者の方向け）の結果、「参考：支給額算定基準額（1人目）」の金額が、33,300円となりました。この場合、本学独自の給付型奨学金に申し込めますか。
- A シミュレーション（保護者の方向け）の結果、「参考：支給額算定基準額（1人目）」の金額が51,300円以下の場合は、高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）に申し込むことをお勧めします。詳しくは、学生課メールアドレス（gakusei@mail.tais.ac.jp）までお問い合わせください。
- Q 主たる生計維持者が離職しており、新型コロナウィルス感染症拡大の影響で再就職先が決まっていません。この場合申請できますか。
- A 主たる生計維持者の離職証明書を提出いただければ申請できます。
なお、高等教育の修学支援制度（国の修学支援制度）に申し込んでいない場合は、高等教育の修学支援新制度（国の修学支援制度）のシミュレーション（保護者の方向け）を行ってください。（<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>）
- Q 給付金の振込時期は何時頃ですか。
- A 7月末日を予定しています。審査や会議の関係で時期が遅れる場合は、大学HPでお知らせします。